



栃木県公報

令和元（2019）年
11月15日（金）
号 外
第 35 号

目 次

規 則

○栃木県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 1

規 則

栃木県規則第十四号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和元年十一月十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

栃木県手数料条例の一部を改正する条例（令和元年栃木県条例第十三号）の施行期日は、令和元年十一月十六日とする。

（文書字事課）